身体障がい者減免	暗がいの程度	早日表
9 体发力 6 11 /16 71.	リキル・レ・レノ バチノマ	<del>—</del> ж.чх

本人運転・家族運転で可

太字本人運転のみ可

	聴覚又は平衡機能の障がい			音声機能、 言語機能	肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい								
	視覚障がい	聴覚障がい	1 121 122 130	又はそしゃ く機能の障	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の	脳病変による運動機能障がい	心臓機能障	じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう又は 直腸の機能 障がい	小腸機能障	ヒト免疫不全ウ	肝臓機能障がい
		郷見降がい	障がい	がい	工版	l, lix	1 <del>/</del> 2 <del>- 21</del>	上肢機能	移動機能	がい	障がい	障がい	直勝の機能 障がい		タの機能障がし 変の機能障がし	
1級	両眼の視力の 和が0.01以下の もの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を 使用する日常生活動作がほとん ど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が 不可能なもの	心臓の	じん臓の	呼吸器の	ぼうこう又は 直腸の		疫の機能の障	障がいにより日 常生活活動が
18	※光覚弁、手動 弁 指数弁							○ 1級、2級とも一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。			がいにより 度に	自己の身辺に制限される	1の日常生活 6もの		生活がほとんど 不可能なもの	
2級	和が0.02以上 0.04以下のもの	上のもの(両耳 全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの ★両手の全ての指の機能を全廃したもの	1 両下肢機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの			極度に制限されるもの						疫の機能の障	障がいにより日 常生活活動が 極度に制限され
3級	1 両眼の視力の 和が0.05以上 0.08以下のもの 2 両眼の視野が 内でなれ10度以 内でな前間に は、現実が10では は、現実が100 は、現実が100 は、現まが100 は、日本は100 は	以上のもの	の極めて 著しい障がい	言語機能 又はそしゃ く機能の喪 失 ※喉頭摘	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を 全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃した	2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより歩行が 困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を 使用する日常生活動作が著しく制 限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が   家庭内での日常生活活動に制限 されるもの *1注意事項あり。欄外下に 記載			呼吸器の 家 <u>庭内</u> での 削限されるも	ぼうこう又は 直腸の 日常生活活	動が著しく	ヒト免疫不全ウイルスによりによりによりによりによりによりによりにおりにおりに対するものの社活活が者ものの社活活の会話活な会動れるものを除く。	障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの 〇社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
<b>4級</b>	1 両眼の視力の 和が0.09以上 0.12以下のもの 2 両眼の視野が それぞれ10度以 内のもの	2 両耳による普 通話声の最良 の語音明瞭度 50パーセント以		言語機能 又はそしゃ	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のう ち、いずれか一関節の機能を全廃したも の	もの 3 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの *2 両下肢機能の著しい障がい(両下肢			・ 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			社会での日限されるもの	常生活活動の		疫の機能の障がいにより社会での日常生活活	障がいにより社 会での日常生活 活動が著しく制
5級	1 両眼の視力の 和が0.13以上0.2 以下のもの 2 両眼による視 野の二分の一 以上が欠けてい るもの		平衡機能の著しい障がい		1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の 著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の 三指の機能の著しい障がい		体幹の機能の著しい障がい	機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	o							
6級	0.02以下、他眼 の視力が0.6以 下のもので、両	2 一側耳の聴力レベルが90デシ			1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く も の 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能 を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい (注意) <u>下肢7級該当障がいが2つ以上</u> ある場合 は、繰り上がりにより <u>本人運転</u> で該当		不随意運動・失調等により上肢の 機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	8						
7級		※S57.8.4改正 (聴力レベルで の測定方法の 変前 80dB…3 級 10dB UP ↓ 現在 90dB…3			2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい	2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節の うち、いずれか一関節の機能の軽度の障 がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃した もの		上肢に不随意運動・失調等を有す るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							